高圧ケーブル工事講習会講師資格認定規則

一般社団法人 日本電力ケーブル接続技術協会

高圧ケーブル工事講習会講師資格認定規則

平成 18年01月17日制定 平成 23年11月24日改定 平成 24年04月01日改定 平成 27年11月13日改定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会(以下本会という)定款第4条の規定 に基づき、本会の参加する高圧ケーブル工事講習会の講師資格認定について定める。

(講師の資格)

第2条 本規則で言う講師は、原則として本会の会員社に所属しているか、もしくは退職者とする。

(講師の種類)

第3条 本規則で言う講師の種類は、本規則第4条に資格認定基準を規定する「工事講習会審査員」と「工事講習会指導員」の2種類とする。

(資格認定基準)

- 第4条 講師資格認定基準は、次のとおりとする。
- (1) 工事講習会審査員(講習会により「採点員」と称される場合もある)

管轄責任部署の責任者(部長または相当者)の推薦があること。推薦基準は、以下の①、②の何れかとする。何れにも該当しない場合、本規則第16条の①高圧ケーブル工事講習会講師資格認定申請書に特別な推薦理由を明記すること。

- ①接続部の設計、または開発業務の実務経験が3年以上であること。
- ②接続部を含む線路設備の企画、または運用の実務経験が3年以上であること。
- (2) 工事講習会指導員

管轄責任部署の責任者(部長または相当者)の推薦があること。推薦基準は、以下の①、②、③の何れかとする。何れにも該当しない場合、本規則第16条の①高圧ケーブル工事講習会講師資格認定申請書に特別な推薦理由を明記すること。

- ①接続部の設計、または開発業務の実務経験が3年以上であること。
- ②接続部を含む線路設備の企画、または運用の実務経験が3年以上であること。
- ③接続部組み立ての経験が5年以上かつ組立指導経験を有すること。

(資格認定の申請)

第5条 講師資格認定の申請は、本会の会員社が本規則第16条の①高圧ケーブル工事講習会講師資格 認定申請書に所定事項を記入の上、本会に申し込まなければならない。本規則第4条の資格認定基準を 満足すれば、「工事講習会審査員」と「工事講習会指導員」の両資格を同時に申請することができる。

(講師資格審查‧認定手順)

- 第6条 講師資格審査・認定手順は、次のとおりとする。
- (1) 認定申請社からの資格認定申請書提出
- (2) 認定委員会で資格認定の可否を審議

- (3) 結果を理事会に上程
- (4) 理事会にて承認の可否を審議
- (5) 認定者には、会長名で認定証交付

(資格認定の有効期間)

第7条 資格認定登録日から原則満10年とする。ただし、継続を希望する場合は本規則第8条により 更新申請できるものとする。

(資格認定の更新)

第8条 資格認定更新申請する会員社は、資格認定満了日の12ヶ月前から6ヶ月前までの間に、本規 則第16条の②高圧ケーブル工事講習会講師資格認定更新申請書を本会に提出し、認定委員会の承認を 受けなければならない。

(認定資格の追加)

第9条 審査員資格認定取得者は指導員の資格を追加することが出来る。この場合、本規則第16条の ⑤高圧ケーブル工事講習会講師資格認定指導員追加申請書を本会に提出し、認定委員会の承認を受けな ければならない。

(資格審査結果の通知)

第10条 本会は、審査結果を理事会の承認に基づいて、申請社に文書で通知するとともに会報等、により公表する。

(認定証明証の交付)

第11条 会長は、審査に合格した場合はその申請社に対して本規則第16条の⑥高圧ケーブル工事講習会講師資格認定証を交付するものとする。

また、更新認定者には本規則第16条の⑦高圧ケーブル工事講習会講師資格認定証(更新)を交付する。

(資格認定の責任)

第12条 資格認定取得者が審査員または指導員としての技能を有していることに対し、その責任は認 定取得会社が負うものとする。

(住所、氏名の変更手続き)

第13条 認定取得会社は、認定取得者の氏名または社名を変更した場合は、速やかに本規則第16条の③高圧ケーブル工事講習会講師資格認定取得者の氏名・会社名変更届出書を本会に提出しなければならない。

(資格認定の取消)

第14条 会長は、登録された資格認定者について、その申請に虚偽が認められた場合および講師としての行動が、著しく不適格であると認められた場合には、認定委員会の議決を経て理事会の承認に基づき、その資格認定を取消すものとする。

また次の場合、認定委員会の議決を経てその資格認定を取り消す。

(1) 本規則第16条の④高圧ケーブル工事講習会講師資格認定登録取下げ届を認定委員会に提出した場合。

(2) 資格認定の更新を行わない場合。

(規則の運用)

第15条 本規則に記載のない事項および疑義が生じた場合は、その都度理事会の決定による。

(申請用紙および認定証)

- 第16条 申請または変更届け等を行う時は下記の申請書または届出書を用いるものとする。
- (1)高圧ケーブル工事講習会講師資格認定申請書
- ②高圧ケーブル工事講習会講師資格認定更新申請書
- ③高圧ケーブル工事講習会講師資格認定取得者の氏名・会社名変更届出書
- ④高圧ケーブル工事講習会講師資格認定登録取下げ届
- ⑤高圧ケーブル工事講習会講師資格認定指導員追加申請書

また、認定証の書式は以下の通りとする。

- ⑥高圧ケーブル工事講習会講師資格認定証
- ⑦高圧ケーブル工事講習会講師資格認定証(更新)

以上

改定履歴

制・改定年月日	改定内容	改定理由
平成 23年11月24日 改定	⑤高圧ケーブル工事講習会講師資格認 定登録取下げ届	書式の追加
平成 24年4月1日 改定	社団法人から一般社団法人に変更した。	一般社団法人への移行による。
平成 27年11月13日 改定	認定更新時の手順を追加、指導員資格 の追加手順を追加、申請書式等の追加	更新時の手続きを明確化、指導員資格の追加手順を明確化